

(施行 平成19年12月1日)

第1章 総 則

第1条(約款の適用) 当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」といいます。)を借受人に貸し渡すものと、借受人はこれを借り受けるとともにします。

なお、この約款に定める事項については、法令及び一般の慣習によるものとします。2 当社は、この約款の趣旨、法令、行政通達及び一級の慣習に反しない範囲で特約することがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第2章 予 約

第2条(予約の取消し) 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の貸借、その他の借受条件(以下「借受条件」といいます。)を明示して予約の申込みを行うことができます。

2 当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込書を支払うものとします。

3 予約の変更) 借受人は、前条第1項の借受条件を変更し予約を取り消すときは、あらかじめ当社の承認を受けなければならないものとします。

4 当社は、前条に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の貸借、その他の借受条件(以下「借受条件」といいます。)を明示して予約の申込みを行うことができます。

2 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時間を1時間以上経過してレンタカー貸渡契約(以下「貸渡契約」といいます。)の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。

3 前2項の場合、借受人は、別に定めるところより予約取消手数料を当社に支払うものと、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込書を借受人に返還するものとします。

4 当社の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところより違約金を支払ふものとします。

5 事故、盗難、不運、リニューアル、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

第5条(代替レンタカー) 当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸渡するときにおいて、当該予約は、予約と異なる車種クラスのレンタカー(以下「代替レンタカー」といいます。)の貸渡を申し入れることができるものとします。

2 借受人が前項の申し入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約申し込み同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。なお、代替レンタカーの貸渡料金を別に定められた車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものと、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとします。

3 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申し入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

4 前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰すべき事由によるときに(以下第4条第5項の予約の取消しと)取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところより違約金を支払ふものとします。

5 第3項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰すべき事由によるときには(以下第4条第5項の予約の取消しとして)取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

第6条(免責) 当社及び借受人は、予約が取り消れ、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何の請求をもちあいません。

第7条(予約業務の代行) 借受人は、当社に代わって予約業務を予約旅行代理店、提携会社等(以下「代行業者」といいます。)において予約の申込みを行います。

2 代行業者を通じて前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができるものとします。

第3章 貸 渡 し

第8条(貸渡契約の締結) 借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社にこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第9条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合は貸渡できません。

2 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。3 当社は、監督官庁の基本通達(注1)に基づき、貸渡済(貸渡原簿)及び第14条第1項に規定する運転免許を有する氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証(注2)の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するほか、貸渡契約の締結にあたり、借受人の指示する運転者(以下「運転者」といいます。)の運転免許証の提示を求め、及びその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自分が運転者であるときは自己の運転免許証の提示し、及びその写しを提出するものと、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとします。

(注1)監督官庁の基本通達は、国土交通省自動車交通政策推進課(以下「国土交通省」)が定める基本通達(自賠責第18号 平成7年11月13日)(注2)、(10)及び(11)のことをいいます。

第9条(運転免許証とは、道路交通法第92条に規定する運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別添様式第14の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条の2に規定する運転免許証及び外国運転免許証は、運転免許証に類します。

4 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほか本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出された書類の写しをとることがあります。

5 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。

6 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することがあります。

第9条(貸渡契約の締結の拒絶) 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。

- (1) 貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
- (2) 酒気を帯びておりと認められるとき。
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状を示していると認められるとき。
- (4) チェリドシートがいないにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させるとき。

5 第10条、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者である認められるとき。

2 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

- (1) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者と異なるとき。
- (2) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞結した事実があるとき。
- (3) 過去の貸渡しにおいて、第17条各号に相対する行為があったとき。
- (4) 過去の貸渡し(他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。)において、第18条第6項又は第23条第1項に掲げる事実があったとき。

5 過去の貸渡しにおいて、貸渡契約又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったときは、

(6) 別に明示する条件を満たしていないとき。

3 前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の約款があったものとして取り扱い、借受人から予約取消手数料の支払いを受けていたときは、受領済の予約申込書を返還するものとします。

第10条(貸渡料金の成立等) 貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社(借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

第10条の引渡しは、第2項第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。第11条(貸渡料金の) 貸渡料金は、以下の料金の合計金額をいりますものと、当社はそれぞれその額又は計算機を料金表に明示します。

(1) 基本料金 (3)燃料料金 (5)配車取扱い (2) 特種貸渡料 (4)運転者料金 (6) その他の料金

2 基本料金は、レンタカーの貸渡しにおいて、当社が地方運輸局運輸支局長(兵庫県においては神戸運輸監理部兵庫運輸部長、沖縄県においては沖縄総合事務局運輸事務長以下、第14条第1項においても同様)によって行われて実施している料金によるものとします。

3 第2条から第9条の予約した後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金とを比較して低い方の貸渡料金によるものとします。

第12条(借受条件の変更) 借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更し予約したときは、あらかじめ当社の承認を受けなければならないものとします。

2 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第13条(点検整備及び確認) 当社は、道路運送車両法第48条(定期点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

2 当社は、道路運送車両法47条(2)日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。

3 借受人又は運転者は、前2項の点検整備が実施されているとき並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の状態によってレンタカーに整備不良がないこと其他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

4 当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が見えられた場合には、直ちに必要な整備等を

標準レンタカー貸し渡し約款

実施するものとします。

第14条(貸渡証の交付、携帯等) 当社は、レンタカーを引き渡したとき、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。

2 借受人又は運転者は、レンタカーの使用申請、前項より交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。

3 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

4 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章 使 用

第15条(管理責任) 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けから当社に返還するまでの間(以下「使用中」といいます。)、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

第16条(日常点検) 借受人又は運転者は、使用中に、レンタカーによって、毎日使用する前に道路運送車両法47条(2)日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第17条(禁止行為) 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

(1) 当社の承認を経ずに、この約款に基づき許可を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用するときに、

(2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承認を得た者以外の運転者となるときに、

(3) レンタカーを終了し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をするときに、

(4) レンタカーの自動車登録番号若しくは車両番号を偽造若しくは変更し、又はレンタカーを改造若しくは改造する等の状態をなすときに、

(5) 当社の承認を受けずに、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他者の牽引若しくは後押しに使用するときに、

(6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用するときに、

(7) 当社の承認を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入するときに、

(8) レンタカーを日本国外へ持ち出すときに、

(9) その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をするときに、

第18条(違法駐車の場合の措置等) 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに道路交通法に定められた違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車した地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに前項の運転者に係る反則金を納付し、及び違法駐車に伴うレンタカー移動、保管、引取りなどの経費用を負担するものとします。

2 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の報告を受けたときは、借受人又は運転者に対し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き返すとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察署により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察署へ引取りを受ける場合があります。

3 当社は、前項の措置を行った後、当社の判断により、違反処理の状況や交通違反告知書及び納付書、罰金の納付状況を確認するとともに、処理されていない場合には、処理されないまま借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署長に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを認容する旨の当社所定の文書(以下「自認書」といいます。))に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

4 当社は、当社が必要と認める場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要と認められる場合は、公安委員会に対して道路運送車両法第51条第2項に定める自認書及び自認書に基づく罰金等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるとともに、借受人又は運転者に対し同意するものとします。

5 当社の道路交通安全法第4条の第1項の放置駐車違反の報告を受けた後、放置違反金を納付した場合又は借受人又は運転者の探索に要した費用として(車庫の移動、保管、引取り等)を負担し費用を負担した場合には、当社は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額(以下「駐車違反関係費用」といいます。)を請求するものとします。この場合、借受人又は運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払ふものとします。

(1) 放置違反金相当額

(2) 当社が別に定める駐車違反約金

6 当社が前項に費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用

3 当社が要した放置違反金納付金を受けたときは、借受人若しくは運転者が当社が指定する期日までに同様に指定する請求額を全額を支払ひないときは、当社は借受人若しくは運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を社団法人全レンタカー協会情報管理システム(以下「全租協システム」といいます。)に登録する等の措置をとるとともに、

7 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金を納付すべき場所において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づき違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づき自認書を署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反約金を支払うものと、当該借受人又は運転者から、当社が別に定める額の駐車違反金(以下「駐車違反金」といいます。)を申し付けることができるものとします。

8 第5項の規定にかかわらず、当社が借受人又は運転者から駐車違反金及び第5項第3号に規定する費用の全額を受領したときは、当社は第8項に規定する全租協システムに登録する等の措置をとらず、又は既に全租協システムに登録したデータを削除するものとします。

9 借受人又は運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を支払った場合において、借受人又は運転者が、後該当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたことにより、放置違反金納付命令が取り消れ、当社が放置違反金の返済を受けたときは、当社に既に支払ひを受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとします。第7項に定める当該駐車違反金と申し受けられた場合においても、同様とします。

10 第6項の規定により、全租協システムに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消れ、又は第5項の規定により当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全租協システムに登録したデータを削除するものとします。

第5章 返 還

第19条(返還責任) 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。

2 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、当社に与えらるる一切の損害を賠償するものとします。

3 借受人又は運転者は、天災その他不可抗力により借受期間中にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害に一切の責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、損害に代償して戻すものとします。

第20条(返還時の確認等) 借受人又は運転者は、当社社員会のもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所を除き、引渡し時の状態と返還するものとし、なお借受人が摩耗の現状回復を怠った場合は、以下の計算式で算出した差額金を当社に支払ふものとします。

コンロウタイプ: 違約金=「借受人のレンタカー走行距離(Km)」÷10×「返還所最寄り給油施設業者が返還日の時点で提示する1リットル当たりのレギュラー価格」

ミニバンタイプ: 違約金=1「借受人のレンタカー走行距離(Km)」÷6×「返還所最寄り給油施設業者が返還日の時点で提示する1リットル当たりのレギュラー価格」

2 借受人又は運転者は、レンタカーを返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社に、レンタカーの返還後においては、遺留品について保管の責任を負わないものとします。

第21条(借受期間変更時の貸渡料金) 借受人又は運転者は、第12条第1項より借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払ふものとします。

第22条(受領済の戻し) 借受人又は運転者は、第12条第1項より所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要と定める回送のための費用を負担するものとします。

2 借受人又は運転者は、第12条第1項に当社の承認を受けことな(所定の返還場所以外の場所)にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更追加料金を支払うものとします。

第23条(不返還などの場合の措置) 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じず、又は借受人の所在が不明となる等の理由により返還しないことと認められるときは、刑法告訴を行う等の法的措置をとるとともに、社団法人全租協システム協会に対して不返還報告書を作成するとともに、全租協システムに登録する等の措置をとるとともに、

2 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家業、親族、勤務先等の関係者への取り調べ又は車両位置情報システムの作動等を含む必要措置をとるとともに、

3 第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第28条の規定により当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第24条(故障発見時の措置) 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第25条(事故発生時の措置) 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したとき

は、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるとともに、

(1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社に指示に従うこと。

(2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めただけの場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

(3) 事故に際し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類などを差滞なく提出するとともに、

(4) 事故に際し相手方と合議その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承認を受けると、

2 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決するものとします。

3 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとし、

第26条(盗難発生時の措置) 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるとともに、

(1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。

(2) 直ちに被害状況を当社に報告し、当社に指示に従うこと。

(3) 盗難、その他被害に際し、当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を差滞なく提出すること。

第27条(使用不能による貸渡契約の終了) 使用中において故障、事故、盗難その他の理由(以下「故障等」といいます。))によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約を終了するものとします。

2 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修繕等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等第3号又は第5号に定める事由による場合はこの限りではないものとします。

3 故障等が発生した際に存した期間における場合は、新たな貸渡契約を締結したとしても、借受人は当社が代替レンタカーの提供を受けるところとするものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。

4 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。

5 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰する事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金を、貸渡から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

6 借受人又は運転者は、本来に定める措置を除き、レンタカーを使用できなくなったことにより生ずる損害について(当社に対し、本来に定める以外の請求をできないものとして、)

(但し、当社に重大過失があった場合はこの限りではありません)

第7章 賠償及び補償

第28条(賠償及び補償義務) 借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合は除きます。

2 前項の場合の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による損害、レンタカーの汚損・毀失等により当社がレンタカーを利用しながら生じた損害については料金表に定めるところによるものと、借受人又は運転者による支払ものとして、

第29条(保険及び賠償)借受人又は運転者が第28条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険及び当社の定める補償制度により、次の範囲内の保険金が支払われます。

(1) 対人賠償 1名につき無制限(自動車損害賠償責任保険による金額を含みます) 2

(2) 対物賠償 1事故につき無制限(自動車損害賠償責任保険による金額5万円)

2 人身傷害補償 1名につき 3,000万円

3 下記賠償額の免責事由に該当する場合は、第1項に定める保険金が支払われません。

記

1、借受人若しくは運転者の故意または重大な過失その他法令に違反する行為によって損害を被させた場合は、2、正当な権利を有する者の承諾を得ないでレンタカーに搭乗した際に損害を生じさせた場合は、3、保険会社の承認なく承諾した場合は、4、天災地災・闘争・戦争等によって損害が生じた場合は、5、借受人ないし運転者とその親族等との間で賠償責任が生じた場合は、6、その他本約款に違反した場合は及び当社のいう自動車保険所定の免責事由に該当する場合、3 保険金が支払われない場合は第1項の規定により支払われる保険金総額を減らす損害については、借受人または運転者の負担とする。

4 当社は借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額に当社に弁済するものとします。

5 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社の定める補償制度の加入料相当額は、貸渡料金に含まず。

第8章 貸渡契約の解除

第30条(貸渡契約の解除) 当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなるときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求するとともに、当社の定める返還する貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第31条(同意解除) 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解除することができます。この場合、当社は、受領済の貸渡料金を返還するものとします。

2 借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料=(貸渡契約期間に対応する基本料金)×(貸渡した返還までの期間に対応する基本料金)×50%

第9章 個人情報

第32条(個人情報の利用目的) 当社が借受人又は運転者の個人情報取得し、利用する目的は次のとおりです。

(1) 道路運送法第80条第1項に基づきレンタカー事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられる事項を実施するため。

(2) 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱う商品の紹介及びこれに関するサービスの提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、メールの送信等を行う方法により案内するため。

(3) 貸渡契約の締結、借受け申込み又は運転者に関し、本人確認及び審査を行うため。

(4) 当社の運転者及びサービスの企画開発、及びお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。

(5) 個人情報を経営的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

2 第1項各号に定めいない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第33条(個人情報の登録及び利用の同意) 借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号を含む個人情報、全租協システムに1年を超えない期間登録すること並びにその情報が社団法人全租協システム協会及びこれに加盟する各地域レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

(1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づき放置違反金の納付を命じられた場合は

(2) 当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額を支払ひない場合は

(3) 第23条第1項に規定する不返還があったと認められる場合は

第10章 雑 則

第34条(相 当) 当社は、この約款に基づき借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の貸主に対する金銭債務として相対することができるとともに、

第35条(消費税) 借受人又は運転者は、この約款に基づき取引に課せられる消費税(地方消費税を含む)を当社に対して支払うものとします。

第36条(損害賠償書) 借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づき金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に月利率年14.98%の割合による延滞損害金を支払うものとします。

第37条(細 則) 当社は、この約款の細則を別に定めることができるとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

2 当社は、別に細則を定めるときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社が発行するパンフレット、料金表等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第38条(合意管轄裁判所) この約款に基づく権利及び義務については争点が生じたときは、訴訟の地いかにかわらず当社の本店、支店は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって

附 則

本約款は、平成27年7月1日から施行します。